

東京消防信用組合キャッシュカード規定

第1 カードの利用

普通預金（総合口座を含みます。以下同じ）について発行したキャッシュカード及び貯蓄預金について発行した貯蓄預金キャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合及び当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合
- (2) 当組合及び当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
- (3) 当組合及び支払提携先のうち当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えによる払戻し、振込の依頼をする場合
- (4) その他当組合所定の取引をする場合

第2 預金機による預金の預入れ

- 1 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳（当組合預金機のみ利用できます）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2 預金機による預入れは、預金機の種類により当組合または預入提携先所定の種類の紙幣及び硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

第3 支払機による預金の払戻し

- 1 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証及び金額を正確に入力してください。この場合、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（ただし、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。

- 3 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記第5第2項に規定する自動機利用手数料金額及び同第3項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4 振込機による振込

- 1 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えによる払戻し、振込みの依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳及び払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 前1項の振込依頼をする場合における1回あたりの振込は、当組合または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（ただし、1日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合にはその届出の範囲内）とします。
- 3 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合に、振込金額、振込手数料金額と後記第5第2項に規定する自動機利用手数料金額及び同第3項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

第5 自動機利用手数料等

- 1 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- 2 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当組合または支払提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前1項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- 3 支払機または振込機を使用して貯蓄預金の払戻しをする場合（当組合本支店の窓口でカードによる貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。）当該貯蓄預金の払戻し（通帳及び払戻請求書の提出による払戻しを含みます。）が毎月1日から月末までの1ヵ月間に5回を超えるときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金概要説明書に定める払戻回数超過手数料をいただきます。
- 4 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の預入れ及び払戻し時に、通帳及び払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当組合から預入提携先または支払提携先に支払います。
- 5 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳及び払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当組合から振込提携先に支払います。

第6 預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

- 1 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- 2 前1項による預入れをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名及び金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。
- 3 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- 4 前3項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名及び金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従ってください。
- 5 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前3項及び4項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

第7 カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預金機、支払機及び振込機で使用された場合または当組合本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額及び振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第8 カード・暗証の管理等

- 1 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること及び入力された暗証と届出の暗証が一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- 2 カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用は避け、他人に使用されないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- 3 カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を提出してください。

第9 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カード及び暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等につい

て当組合の調査に協力するものとします。

第10 盗難カードによる払戻し等

- 1 カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
 - (2) 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当組合に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2 前1項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- 3 前1項及び2項の規定は、前1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんの責任を負いません。
 - (1) 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
 - イ 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - ウ 本人が、被害状況についての当組合に対する証明において、重要な事項について偽りの証明を行った場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第11 カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

第12 カードの再発行等

- 1 カードの盗難、紛失等の場合、カードの再発行は当組合所定の手続をした後に行います。

2 カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

第13 預金機・支払機・振込機への誤入力等

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額または暗証等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

第14 カードの利用停止、解約等

- 1 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当組合に返却してください。なお、当組合普通預金規定、総合口座取引規定及び貯蓄預金規定により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- 2 カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適切と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにカードを当組合に返却してください。
- 3 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - (1) 後記第15に定める規定に違反した場合
 - (2) 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - (3) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

第15 譲渡、質入等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16 代理人による預金の預入れ・払戻し及び振込

- 1 代理人（本人と生計をともにする親族1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し及び振込の依頼をする場合には、本人から代理人カードの発行を当組合所定様式で依頼し暗証等を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。
- 2 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込名義人は本人名義となります。
- 3 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

第17 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当組合各預金・積金共通規定及び普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、貯蓄預金規定及び総合口座取引規定により取扱います。

第18 規定の変更

- 1 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合に、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。
- 2 前1項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第19 払戻回数超過手数料

前第5第3項に規定がある貯蓄預金の払戻しにおける払戻回数超過手数料については、当該規定公表時点では発生しません。ただし、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には発生する場合があります。その際は前第18に基づき公表します。

2024年7月